

平成26年7月16日第2回三次市議会臨時会を開会した。

1 出席議員は次のとおりである（26名）

1番 吉岡 広小路	2番 須山 敏夫	3番 小池 拓司
4番 鈴木 深由希	5番 澤井 信秀	6番 齊木 亨
7番 桑田 典章	8番 山村 恵美子	9番 穴戸 稔
10番 保実 治	11番 池田 徹	12番 新家 良和
13番 福岡 誠志	14番 岡田 美津子	15番 杉原 利明
16番 亀井 源吉	17番 伊達 英昭	18番 國岡 富郎
19番 大森 俊和	20番 竹原 孝剛	21番 平岡 誠
22番 小田 伸次	23番 林 千祐	24番 久保井 昭則
25番 助木 達夫	26番 沖原 賢治	

2 欠席議員は次のとおりである

なし

3 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（26名）

市長 増田 和俊	副市長 高岡 雅樹
副市長 津森 貴行	総務部長 藤井 啓介
特命プロジェクト 推進部長 堂本 昌二	財務部長 部谷 義登
地域振興部長 福永 清三	産業部長兼 農業委員会 事務局長 上岡 譲二
福祉保健部長 森田 和利	子育て支援部長 瀧 奥 恵
教育長 児玉 一基	教育次長 白石 欣也
建設部長 花本 英蔵	水道局長 坂本 高宏
総合窓口 センター部長 岡本 一彦	市民病院部 事務部長 山本 直樹
君田支所長 児玉 義徳	布野支所長 奥川 利裕
作木支所長 加藤 良二	吉舎支所長 木屋 繁広
三良坂支所長 片岡 法生	三和支所長 細美 好宏
甲奴支所長 内藤 かすみ	企業誘致課長 森本 純
選挙管理委員会 事務局長 上野 哲之	監査事務局長 落合 裕子

4 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名（5名）

事務局長 大鎗 克文	次長 吉川 一也
議事係長 才田 申士	政務調査係長 明賀 克博
政務調査主任 瀧熊 圭治	

5 会議に付した事件は次のとおりである

日程番号	議案番号	件名
第 1		会期の決定（2日間）
第 2	報告第14号 報告第15号	専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて） 専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）
第 3	議案第58号	三次市農業交流連携拠点施設設置及び管理条例（案）（総務委付託）
第 4	議案第59号 議案第60号 議案第61号	工事請負契約の一部変更について（総務委付託） 工事請負契約の一部変更について（総務委付託） 工事請負契約の一部変更について（教育民生委付託）

平成26年7月三次市議会臨時会議事日程

(平成26年7月16日)

日程番号	議案番号	件名	
第 1		会期の決定（日間）	5
第 2	報 14	専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）	5
	報 15	専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）	5
第 3	議 58	三次市農業交流連携拠点施設設置及び管理条例（案）	7
第 4	議 59	工事請負契約の一部変更について	17
	議 60	工事請負契約の一部変更について	17
	議 61	工事請負契約の一部変更について	17


~~~~~ ○ ~~~~~

——開会 午前10時 0分——

○議長（沖原賢治君） 皆さんおはようございます。

三次市議会では、地球温暖化防止と省エネルギー対策のため、5月から10月末まで期間を拡大して、ノーネクタイなどの軽装といたしておりますので、御理解をお願いをいたします。

ただいまの出席議員数は26名であります。

これより平成26年第2回三次市議会臨時会を開会をいたします。

本日の会議録署名者として、林議員及び小田議員を指名をいたします。

この際御報告いたします。

7月4日、市長から地方自治法第243条の3第2項の規定により、市が出資金の2分の1以上を出資している法人の経営状況説明書を受理をいたしております。

受理しました法人は次の通りであります。株式会社広島三次ワイナリー、株式会社トエンティワン、株式会社布野特産センター、株式会社三次ケーブルビジョン、以上の説明書については配付のとおりであります。

以上で報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 会期の決定

○議長（沖原賢治君） 日程第1、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

今期臨時会の会期は、本日から7月17日までの2日間としたいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（沖原賢治君） 御異議なしと認めます。

よって会期は2日間と決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第2 報告第14号 専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）

#### 報告第15号 専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）

○議長（沖原賢治君） 日程第2、報告第14号及び報告第15号専決処分の報告についてを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

（副市長 高岡雅樹君、挙手して発言を求める）

○議長（沖原賢治君） 高岡副市長。

〔副市長 高岡雅樹君 登壇〕

○副市長（高岡雅樹君） ただいま御上程になりました報告第14号及び報告第15号の報告2件について一括して御説明申し上げます。

報告第14号及び報告第15号専決処分の報告について一括して御説明申し上げます。

本件は、平成26年4月4日に、三次市作木町上作木271番2地先、主要地方道庄原作木線の路上で発生しました公用車による物損事故につきまして、相手方である車両所有者及び運転者と協議を行った結果、示談が調い、その損害賠償額を地方自治法第180条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第2項の規定に基づき御報告申し上げます。

○議長（沖原賢治君） 質疑を願います。

（22番 小田伸次君、挙手して発言を求める）

○議長（沖原賢治君） 小田議員。

○22番（小田伸次君） こういった職員が起こす物損事故というのは、こういう専決処分です。たびたび上がってまいります。そのたびに、職員に対する教育はどのようになっておるのかということがたびたび言われておるといふふうに思います。その辺に関して、真摯に本当に取り組んでおられるかということ、非常に疑問に思うところがあります。特に今回の場合は10ゼロ、100ゼロの事故でございます。そういったものに関してどのように、今回の事故を起こしてしまった職員に対しての教育であったり、そのほか車で出かけて業務を行うことは多々あるかと思いますが、それに対して今どのように取り組んでおられるか、いま一度質問をさせていただきたいと思います。

（財務部長 部谷義登君、挙手して発言を求める）

○議長（沖原賢治君） 部谷財務部長。

○財務部長（部谷義登君） 事故を起こしました職員への対応ということでございます。

その前に、まず、事故を起こしました部署の所属長につきましては、速やかに当該事故の原因と今後の対応策とを職場内で研修を行った上で、研修報告書を提出するようにしております。

さらに、所属長は、事故の状況、要因の分析を行いまして、その概要を情報ポータル、職員のポータルのほうに掲載をいたしまして、職員の事故防止の意識の高揚を促しているところでございます。

そして、事故を起こした当事者、そこに同乗者がおりましたら、この職員につきましては、直近の安全運転等技術研修会、これは自動車学校へ半日参りまして、適性検査を受けまして、講習を受け、実地の運転をして指導を受けるものでございますけれども、これは新規採用の職員も含めまして義務づけをさせていただいているところでございます。

また、所属長と事故当事者につきましては、直近のトライ・ザ・セーフティー、これは年に1回あるわけですけれども、150日間チームを組んで無事故無違反に取り組む、そういう取り組みに参加することを義務づけをさせていただいているところでございます。そうしたことによりまして、安全運転の意識の高揚、それから事故を起こしました職員への対応ということで現在行っているところでございます。

（22番 小田伸次君、挙手して発言を求める）

○議長（沖原賢治君） 小田議員。

○22番（小田伸次君） 安全運転の取り組み、今説明を受けたことは前にも一度言っていたようなことがあると思いますけれども、要はその職員さんが、それを本当に私らが正直に感

じるところ、ペナルティーと言えるんだろうかなというふうに思うわけですよ。民間でありましたら、これで済まされないことは多々あるかというふうに思いますけども、いま一度、職員の皆さんは、部長を含め管理職の皆さんも、私らも含めてですけども、こういった私たちがいただいとる報酬、給与というものがどういふところから出てきて、どのように使ってやっとなのかということ、先ほど研修に行かなければいけないというふうにありましたけども、それは仕事を休んで、無給で、要はその日は結果として行っとなのか、そうじゃなくて有給で勤務の中で行っとなのか、それによっても随分違うと思うわけですよ。そういったところをもう少し、いま一度自分たちの職というものに関して振り返っていただいて、今後このような事故が、こういった専決処分が出てこないように、こういった、特に今回は人的事故でございますので、こういったことがないように、ぜひとも強固に取り組んでいただきたいというふうに思います。いま一度決意のほどをお願いします。

(財務部長 部谷義登君、挙手して発言を求める)

○議長(沖原賢治君) 部谷財務部長。

○財務部長(部谷義登君) 毎年、こういう専決処分を報告するたびにこういうことを申し上げております。今後さらに、御指摘の内容につきまして徹底して職員のほうに、所属長のほうに伝えてまいりたいと思います。

それともう一つ、先ほど運転技術者研修、これにつきましては今公費で行かせているわけですが、今後は、自己負担、こういうことも考えていきたいというふうに考えております。

○議長(沖原賢治君) ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(沖原賢治君) これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております報告2件は、地方自治法に基づき指定された専決処分でありますので、先例により質疑のみといたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第3 議案第58号 三次市農業交流連携拠点施設設置及び管理条例(案)

○議長(沖原賢治君) 日程第3、議案第58号三次市農業交流連携拠点施設設置及び管理条例(案)を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

(副市長 高岡雅樹君、挙手して発言を求める)

○議長(沖原賢治君) 高岡副市長。

[副市長 高岡雅樹君 登壇]

○副市長(高岡雅樹君) ただいま御上程になりました議案第58号の議案1件について御説明申し上げます。

議案第58号三次市農業交流連携拠点施設設置及び管理条例(案)について御説明申し上げます。

本案は、農林畜産等の生産力、販売力の強化及び活力ある産業の振興に寄与することを目

的として、三次市農業交流連携拠点施設を設置するため、三次市農業交流連携拠点施設設置及び管理条例を制定しようとするものであります。

その主な内容は、施設の名称及び位置、事業の内容等について定めようとするものであります。

以上、議案1件につきまして、よろしく御審議の上、御可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（沖原賢治君） 質疑を願います。

（12番 新家良和君、挙手して発言を求める）

○議長（沖原賢治君） 新家議員。

○12番（新家良和君） 第3条の事業について、2点ほどお伺いいたします。

第3条の1項1号2「付加価値の高い農産物」という記載がございますが、この付加価値の高い農産物とはどのようなものを指すのかお伺いをします。

同じく2号2「農業を通じた観光及び交流需要の拡大に関する事業」という記載がございますけれども、拠点施設が具体的にどのような事業を行っていくのかお伺いをいたします。

（特命プロジェクト推進部長 堂本昌二君、挙手して発言を求める）

○議長（沖原賢治君） 堂本特命プロジェクト推進部長。

○特命プロジェクト推進部長（堂本昌二君） まず、1点目の付加価値の高い農産物並びに加工品の開発ということでございます。

三次市でも、アスパラガスでありますとか、多様な作物について振興いたしております。それらについて、生産だけでなく、加工を通じながら、価格にしっかり反映し、農家所得を上げるための商品を開発していこうというのが今目下本市の大きなテーマであろうと思っております。そのような形を追求するために、この3条の第1項に位置づけさせてもらいながら、農家所得の拡大につなげていこうという、そういう事業をするという意味でこの1項を入れておるものであります。

2つ目の農業を通じた観光あるいは交流の具体的な事業ということでございますが、やはりこの施設は、農業振興の拠点ということはもちろんでございますけれども、生産者、そしてこの施設を訪れていただきます来場者の方との、そしてもう一点では生産者同士の交流を促進する、そして誰もが行きたいという施設づくりを進めるということを通じながら、この農業の振興というものを通じながら、市内外へのさまざまな形で観光・交流を広げ、つなげていくということを狙いといたしておることで、そのようなイベントというようなものを積極的にここの中で開催しながら、交流、観光につなげていきたいという設定であります。

（12番 新家良和君、挙手して発言を求める）

○議長（沖原賢治君） 新家議員。

○12番（新家良和君） 付加価値の高い農産物ということで、アスパラの例を今お出しになりましたけれども、例えばそのアスパラを加工することによって新たな付加価値をつけるという意味にこれは解釈をすればいいのか、文面から見ますと、付加価値の高い農産物と、農産物に付加

価値を新たに加えるという表現になっておらないということで、ちょっと理解に苦しんだんですけども。例えばそのアスパラを生産された、そのアスパラを加工することによって、新たな付加価値をつけて農家所得を向上させ、このように理解をすればいいのか、もう一度お願いをしたいのと。

それから、交流需要の拡大に関する事業とありますけども、もともとこの計画では、この新たな拠点施設において26万人の新規の交流人口の拡大を狙うという説明が今までございました。関連する施設とあわせて、あの地域で100万人を超える観光客数を呼び込むという説明もいただきましたが、具体的にそういった交流人口を拡大するために、今御説明いただいたことで、例えば尾道松江線を利用される方があの場所にどのようにおりてもらおうかということを考えておられるのか、もう一度お答えをいただきたいと思います。

(特命プロジェクト推進部長 堂本昌二君、挙手して発言を求める)

○議長(沖原賢治君) 堂本特命プロジェクト推進部長。

○特命プロジェクト推進部長(堂本昌二君) 付加価値の高い農産物並びに加工品ということですので、例えばアスパラでありますと、今で言えばラーメンでありますとかパスタとかというようなものをつくっております。アスパラをつくるだけでは付加価値が余りつかない、生鮮品だけでは価格のバックが少ないということもあって、そういうものを開発していく、加工品につなげていくという意味での付加価値の高い農産物並びに加工品という表現にさせてもらっておりますので、そういう高い生産物をつくるということではなく、いろんなものをつくって、それをもとにいろんな付加価値のあるものにかえていく努力をするということで、この施設の目的を掲げております。

もう一点の尾道松江からの流入ということでございますが、やはりこの施設そのものが大きな発信拠点となるとは思っておりません。しかしながら、ここに行けば、ワイナリーとともに三次のいいものは全部そろっていると、必ずワイナリー、そして美術館、運動公園等に行ったときには必ず足を運ぶ施設でないといけんと思っておりますし、そこがきらっと光るようないろんなキャンペーン、イベントを起こすことによって、相乗効果として、逆にワイナリー、美術館へのお客さんもふえていくということを願いながら、100万人という目標を数字を定めて取り組んでいこうというようなことでございます。

○議長(沖原賢治君) ほかに。

(1番 吉岡広小路君、挙手して発言を求める)

○議長(沖原賢治君) 吉岡議員。

○1番(吉岡広小路君) 私は、議案第58号に関して数点御質問したいと思いますが、まず1つ、第5条にあります設置管理条例であります。第5条に関する休業日の関係であります。

これ、以前も、特に市民ホールの設管条例のときにお話をしたと思いますけれども、もともとの行政の凝り固まった頭というのが、毎週水曜日に休業して、いわゆる年末から年始にかけてこの役所と同じように休業するという考え方をもう改めなきゃいけないという考え方も以前御指摘もしました。特に今回のこの三次市の農業交流連携拠点施設というのは、市民ホールよ

りもまだ、いわゆる観光客でありますとかそういったお客様に対するその対応というのが求められている施設だというふうに思いますし、周辺の例えば美術館にしてもワイナリーにしても、設管条例で美術館も決められておるのは、毎週水曜日とかじゃなくて、月1回水曜日が、第2週だったと思いますけど、休業にしてあって、当然ワイナリーもそういった形でしておるし、それから年末年始が休みということも定められておりません。当然お盆にしても、年末年始にしても、稼ぎ時のときはこういう施設をオープンにしてやるのが当然だという発想で、今も例えばワイナリーにしても、美術館にしても、もう年明けから開館をされている状況の中で、この拠点施設の設管条例だけが毎週水曜日休みます、これは指定管理の中で自由にできるんだという話はされても、毎週水曜日休みにされます、それから年末年始は休みにしますという考え方自体がもうおかしいという思いでこれをつくらなかったのかどうなのかというのをお聞きをしたいのと、それから設管条例の中で、いわゆる全体の、これ収益施設でありますから、いわゆる家賃であるとか使用料であるとかというのが明示されてません。もちろん部屋を使ったりとか調理室を使ったら、別表でお示しが3カ所ほど、調理室1・2、デッキテラスという形で使用する場合は料金が示してありますけども、全体を使う、いわゆる指定管理者が使う場合の家賃であるとか使用料というのが示してありません。これはどういう考えで今後いかれるつもりなのかお聞きしたいのと、通常だったら、指定管理公募して、それぞれの公募団体から、いわゆる家賃であるとか使用料であるとかというところも広く提案を受け入れて、その中で家賃が高い、低いというところもいわゆる採用要件の中に加えて行われるのが当然であろうかというふうに思いますが、このいわゆる使用料とか家賃全体の、こういった考えについてお聞かせいただきたいと思います。

それから3点目は、広く古墳の問題を含めた工期あるいはオープンの問題でございますけれども、入札が1回不調になった、不落になったというところも含めて、この工期が非常にタイトであるというのは、これまでも御指摘もしてきたし、当局も認められるところだろうと思いますけれども、今回、先般も業者の選定に関する議会議決の際に質問をしましたがけれども、いわゆる古墳の調査に関して、その当時の教育委員会の答弁は、予定どおり7月末には終わるんで、いわゆる工期等には問題がないというような回答でございました。

しかし、この7月13日の中国新聞の記事を見ると、やっぱり体制見直し、調査再開へ、やはりこの古墳、いわゆる文化財保護法に基づくものがやっぱり問題があったのか、あるいは貴重な古墳が出たので再調査が必要なのか、こういったところも報告はありませんけれども、いわゆる県教委からその専門性を持った職員を派遣をしてもらって、工期で言うと、調査期間を9月12日まで延長してそれを再調査するということがありますけれども、これらを再調査して、古墳の調査が延びた場合は、当然その工事自体が着工できないということになりますから、この辺のところはどうなのかというのをもう一度お聞かせいただきたいと思うんです。

これまでの答弁では、場所が違う、駐車場の位置とか、建設場所が違うんで、それは関係ないというふうな話もされましたけれども、やっぱり関係者に聞くと、横で古墳の調査で、はけでこうやって一生懸命丁寧に掘ってる中で、隣で造成工事をがたがたやってるようなことは通

常あり得ない、考えられない、やっぱり調査が終わってからでないとなかなかそういった本格的な造成工事はできないというのが関係者の見解でありますけれども、これらについても、工期、オープンの日程はどうなのかというのを、古墳の調査とあわせてお聞きをしたいと思いません。

それから、それに関して、やっぱり先般教育委員会にお聞きをしたときには、この文化財保護法とかなんとかについてはNPO法人へ任せることについては全く教育委員会のほうで責任を持ってやっているんで問題はないときちんと答えられたはずなのに、この新聞を見ると、県教委からわざわざまた専門職員を派遣をしてもらって再調査を行うという、どうも先日の答弁されたことと、今回の新聞記事で見ると限りの内容が全く逆な方向に行ってるんじゃないかと思えないわけですが、それについてお聞かせいただきたいと思いません。

関係あることで、あわせてお聞かせいただきたいと思いませんが、一体今三次市には、いわゆるこういった文化財保護法に関する、いわゆる学芸員の資格を持った発掘調査のできる職員が、資格を持った職員が何人いるのかということをお聞かせいただきたいと思いません。

今回、きょうありますけれども、ことしの職員採用、いわゆる来年度に採用する職員で、文化財に係る、今回の発掘調査に係る専門の職員を採用する計画とされておりますが、この目的は何なのか。これも先般言われたことと、もともとないんで必要なのか、そうじゃなくてNPO法人でも任せられるのか、こういったところは整理されないまま、職員を急遽採用するようなことをされておると思いますが、これについてもお聞かせいただきたいと思いません。

(特命プロジェクト推進部長 堂本昌二君、挙手して発言を求め)

○議長(沖原賢治君) 堂本特命プロジェクト推進部長。

○特命プロジェクト推進部長(堂本昌二君) まず、5条の利用時間及び休業日の件でございます。

この利用時間及び休業日の設定につきましては、現在標準的なものを示しております、具体的には指定管理者のほうで定めてまいりたいと考えております。

ちなみに、先ほども申されたように、美術館、ワイナリー等も、休業日等はいろいろの工夫をされております。例えばワイナリーであれば、1月から11月の間については定休日がないと、年中無休のような営業もされております。そのような想定しながら、今後は指定管理者との中で決定をいただこうと考えております。

2点目にありました全体の使用料の考え方でもありますけれども、この施設については、まず1点申し上げたいと思いませんのは、第1条で示させていただいておりますように、これは農業、農林、畜産業等の生産力、販売力の強化及び活力ある産業の振興、いわゆる産業振興が大きな目的にさせてもらってます。収益を目的とした施設ではなく、産業にかかわる、特に農業等の生産者のほうが収益を上げ、利益を上げていく施設になり得るものをつくるといった考え方を持っておりますので、まずそこを1点、お願いしたいと思いません。

もう一つ、その使用料については、全体的に指定管理ということに4条によりさせていただき、別表についておるものについては、その指定管理者が貸し館として貸した場合の使用料を

示させていただきます。

古墳にかかわる工事の進捗につきましては、新聞等で先ほども御紹介いただいておりますが、現地のほう、建物の建築には影響なく、建築確認も県のほうからおりて、着工してよいという中で、もう現在基礎工事のほうに、地盤工事のほうに取りかかっているような状況であります。さらに、先週末、電子入札により電気工事、そして機械設備工事のほうも落札し、市内の業者が決定しました。そういう中で、工事の体制は整った中で、厳しい工期という部分は若干あると思いますが、来年の春オープンに向けて着実に工事は進められるものと私のほうは考えております。

それ以外については私のほうの範囲外でありますので、以上にさせていただきます。

(教育次長 白石欣也君、挙手して発言を求める)

○議長(沖原賢治君) 白石教育次長。

○教育次長(白石欣也君) それでは、教育委員会のほうから門田敦盛古墳の調査の状況についての御質問について御答弁をいたします。

古墳の調査につきまして、今回、今作業を一旦中断し、それを本日再開はもうしておりますが、この中断したということにつきましては、当初届け出の関係で、着手日を着手しようとする日から30日前までに届け出をしなければならぬということで、その届け出について、教育委員会のほうで受け付けたときにチェック漏れがあり、その不手際で、チェックが十分でなく許可したことについて、教育委員会の落ち度ということで整理をしたわけでございますが、ここは十分に反省し、今後しっかりそういった事務処理は改めるということで進めておりますが、現在の調査につきまして、業者については全く問題ないということで選定をした業者であり、調査体制も整っているということでスタートした調査でございますので、この点についてはさきの議会でも答弁をさせていただいた内容でございます。

現在、一旦停止した、作業を中止した理由につきましては、これがまず主に2点ございまして、1点目は、6月26日に石室が出土したということで、その重要性と取り扱いについて、保護委員会の意見を聞いたり、それから県と県教委と相談したりするためということが1点、第2点は、文化財保護委員に委員会開催前に現地を確認してもらうためでございます。

保護委員さんには、現地を確認していただきまして、いろいろ意見をいただきました。石室については、貴重なものかもしれないので、十分慎重にこの後の調査を進めるということで確認をさせていただいております。また、県教育委員会には、今後の調査の進め方について十分協議、相談をし、いろいろアドバイスをいただきました。その関係で、少し時間を要した関係で作業を中断したということでございます。

それから、学芸員の資格を持った職員ということのお尋ねですが、現在、専門職員、非常勤特別職として2名採用しております、1名は学芸員の資格を持っております。また、もう一名につきましては、発掘調査について、市のOBということで、経験もあるということでの採用ということでございます。

では、以上で御答弁を終わります。

答弁につけ加えさせていただきますが、社会教育課長は、以前、学芸員の資格はございませんが、発掘調査を担当として、20年程度担当者として専任でやっております、これが現在調査の監督者ということで、随時現場に赴いてその任に当たっております。

(1番 吉岡広小路君、挙手して発言を求める)

○議長(沖原賢治君) 吉岡議員。

○1番(吉岡広小路君) 第5条の関係、いわゆる休業日の関係、それから使用料とか家賃の関係、あわせて考え方を申し上げたいと思いますが、特に第5条の休業日は、標準的なものをここに設管条例で記載をしておるんだということでありましたけれども、これ標準的なものという自体が、行政で考える、もう民間で言う、あるいは企業で言う、経営で言う標準的なものではなくなっているということが行政の頭の中に入っていないというのが一番の問題であろうかと思う。

それから、それにあわせて、やはり収益を目的とした今回の施設ではないという、そんなものはあり得ない。当然多くの観光客の皆さんが来て、そこで売り上げを上げて、たくさんの皆さんがにぎわう施設でなかったら、こういう農業交流拠点施設が将来にわたって長続きするはずがないので、当然それを指定管理と民間にお願いをして、経営もお願いをして、その中で経営、とにかく収益を目的として、たくさんの、とにかく1円でも多くの収益を上げるという目的を目指してやっていくのがこれからのやっぱりこういう施設だろうというふうに思います。その発想がないので、じゃあ今話を聞くと、そういった施設を全て無料で民間の施設に貸して、それでやれということなんで、これはやっぱり今からの考え方としてあり得ないということです。

ワイナリー自体も、これ土地は三次市の土地だろうと思いますけれども、施設自体は全てワイナリーが建設を、みずから建設をしておりますから、いわゆる家賃とか使用料は発生していませんけれども、当然減価償却費が、民間の企業ですから発生をして、減価償却をちゃんと落としながら経営をしるのが現実であって、その経営に基づいて、家賃もきちんと払う、使用料も払う、なおかつ収益を上げて、たくさんのお客様ににぎわってもらいたいという発想がなければ、これからのやっぱり施設はいいものがないということをもう一度考えないと、やはりこれまで従来のそういった施設の考え方、先ほどの休業日の関係も含めて、その行政の考え方が間違っていると私は思いますけれども、もう一度聞かせていただきたいと思います。

それから、工期の問題は別にしても、古墳の関係ですけれども、前質問をしたときには、教育委員会のほうで、もうNPO法人に任せて問題ない、それで進むんだという話をされてましたけれども、やっぱり石室が発見をされる、あるいは私どもが聞いておるんだしたら、長剣や短剣まで出土しておるといふふうに聞いておりますけれども、そういったことも正確に教えてもらえませんが、そういった貴重なものが石室も含めて発見をされた。これを重要なものとして、県教委からの専門職員も含めて、その派遣をしてもらって、再調査をするということになれば、県教委の立場からいうと、行政ちょっと待ってくれと、中身として、古墳がどういふものか、もう一回調査をして、きちんと県教委とも協議をして三次市の方向性を出すので、教育委員会としての文化財としての今回の方向性を出すのでという態度で示されるのが当然。

片や重要です、片や工事はします、そんなことがあり得るのかどうなのかというのをもう一回お聞かせいただきたいと思います。

それから、職員の中には、他の部署でも当然その資格を持った人がいるだろうというふうに思います。これ、何人いらっしゃるかというのをもう一度お聞きしたいと思いますが。

それからもう一つは、課長が20年間にわたって古墳の調査に携わっておると言いながらも、いわゆるその資格がなかったりとか、なかったらそれが、幾ら長年携わってても、それを古墳の調査をする、ここで言う専門員にはならないということだろうというふうに思いますから、年数でその資格が与えられるとか、年数でその資格が免除されるとか、そういったものではなからうかと思しますので、再度お聞かせ願いたいと思います。

それから反対に、来年度職員を採用されるということもありますけれども、来年度以降考えてみたときに、例えば尾道松江線もあるし、大型のプロジェクトも大体終わってくる中で、じゃあ反対に、市の工事として、どういう箇所を想定をして古墳の調査をしなければならないような箇所が今後見込まれるのかどうなのかというのを考えたときには、わざわざ新しい専門性のある職員を採用してまでその準備をしておくのかどうなのか。どうもその都度その都度行き当たりばったりで、職員採用も含めてですよ、行われておるような気がしてならないわけですが、これについてもあわせてお聞かせいただきたいと思います。

(特命プロジェクト推進部長 堂本昌二君、挙手して発言を求める)

○議長(沖原賢治君) 堂本特命プロジェクト推進部長。

○特命プロジェクト推進部長(堂本昌二君) 5条の件でございますけれども、再度の答弁となりますが、この5条には標準的なものを示させていただき、4条で言っとなるように、指定管理者によって指定管理をしますので、指定管理者のほうで具体的には決めていくということにさせていただきます。

それからもう一点の、収益かどうかということでございますが、これも再度の答弁になって申しわけございませんが、基本的には産業振興ということを大きなテーマにさせていただいております。農家あるいは商工業の方の利益を最大限に上げることが目的であります。もちろんそのためには、しっかり売ってもらう、人を集めてもらうということは非常に大事なことでありますが、その施設の目的は最終的にはそういうところに持っていっておりますので、そういう考え方でこの施設の運営をしっかり進めてもらいたいと、指定管理の中で進めてもらうように考えております。

(教育次長 白石欣也君、挙手して発言を求める)

○議長(沖原賢治君) 白石教育次長。

○教育次長(白石欣也君) 古墳調査に、このたび県教委のほうから、文化財課のほうから職員の方、協力をいただくということになりましたが、これは石室と、先ほど議員がおっしゃいましたような出土品、長剣、短剣も出ておりますし、その他のものも、土器等も出ておりますが、そういったものも含めてのことではあります。主には石室の調査に係って、しっかりした体制と、それから専門的知識、県の知識を、やはり協力を仰ごうということで、定期的というこ

とではないんですが、クール、クール、節目に県の職員の方でアドバイスをいただこうと、現地を見ていただこうということで協力をいただくようにしております。

それから、発掘調査員について、資格がなければ調査ができないのではないかとということですが、これは資格、学芸員の資格、あるいは考古学を専攻してたということが必要ということではございません。この点につきましては、発掘調査を監督したりする者の期間について、経験年数が、やはり発掘調査を実際に作業にかかわったりとかというものが5年必要という見解は文化庁からも出されております。そういった者がやはり監督をするということで、現在、先ほど申しましたように、社会教育課長が20年の経験を持っておりますし、調査専門員の中には、過去そういう考古学の専攻をしたり、それからそういった調査の経験のある者を専門員として採用してるという体制で進めておるわけでございます。学芸員の資格については、そういったように必須条件ということではないということ御理解いただければと思います。

現在、学芸員の資格については、美術館関係も学芸員を採用しておりますが、その他職員で資格を持つてる者がどれぐらいいるかというのは教育委員会では把握はしておりません。

それから、来年の27年度の正規職員の採用、募集要項を7月に公表しておりますが、この中で、文化財の発掘調査に専門にかかれる学芸員資格あるいはその経験年数を条件とした採用募集をしております。これにつきましては、文化財保護委員会の中で、文化財発掘調査体制、現行よりももっと強化をしてほしいという提言をいただいております。それから、県教委とも十分にその内容についても協議し、できるだけ県教委のほうも協力をいただくという中で、市としても正規職員として1名採用していこう、1名でございませぬ、若干名ということで今募集をしておりますが、採用していこうということで、今回新たにその専門職としての採用を進めていこうというものでございます。

○議長（沖原賢治君） ほかに質疑ありますか。

（教育長 児玉一基君、挙手して発言を求める）

○議長（沖原賢治君） 児玉教育長。

○教育長（児玉一基君） 先ほどの次長の説明に加えまして、少し補足しておきたいんですが、三次市が持つてる埋蔵文化財だとか、あるいは文化財の保護について、今後三次市でしっかりと保護していく、あるいはそれを活用しながら市民の皆様方に広くPRをしていくとか、そういうようなことに対して本格的に体制を整えて、そういうことで、27年度以降、体制を教育委員会の中に整えて活用していきたいということがございまして、ただ発掘調査だけで済ますということではなくて、今後三次が持っている貴重な文化財の活用方法だとかそういうものについて、守っていき、あるいは活用していくと、あるいはそういうふうな観点からも体制を整備していきたいというふうに思っていますし、もちろん県の教育委員会のほうとも連携をさらに密にし、協力関係を築いていきたいというふうに考えておりますので、そういう点で御理解を賜ればというふうに思っております。

（20番 竹原孝剛君、挙手して発言を求める）

○議長（沖原賢治君） 竹原議員。

○20番（竹原孝剛君） 2点ほどお尋ねしたいと思いますが、第3条関係で、付加価値の高い農産物の加工販売ということではありますが、この安定的な供給、これが見通しがどの程度ついているのかというのが第1点です。

それから、前にも言ったと思いますが、川漁、漁協の関係ですよね、との連携がどうなっているのかなというのがちょっと心配なのでお尋ねしたいと思います。

それから、安定的供給のところとあわせて、支援、販売、開発支援をするということではありますが、指導や、そうしたいろんな農産物加工品のするための指導とか教育とかという機関を持って、他の市町村やられてるところもありましたが、そういう考え方はないのか、あわせてお尋ねをしたいと思います。

（産業部長 上岡譲二君、挙手して発言を求める）

○議長（沖原賢治君） 上岡産業部長。

○産業部長（上岡譲二君） 安定的な農産物の供給体制ということでございますけど、これはJ Aと協力しまして、生産振興、生産指導等、周年出荷に向けた計画的な作付、栽培指導を行っていただくように計画しております。

川の漁協との連携ということでございますけど、そういった水産物につきましても、そのこの拠点施設のほうで販売できるように考えております。

（20番 竹原孝剛君、挙手して発言を求める）

○議長（沖原賢治君） 竹原議員。

○20番（竹原孝剛君） やっぱり安定的な供給のところ、今までの道の駅やいろんな農産物販売所で、買いに行かれてもなかったというのが結構聞くんですよね。そういうことになれば、またやっぱり足が遠のくということになるんで、安定的な供給がしっかりとやっていただければというふうに思います。そこに具体的にこうするもんがあるということがあればお尋ねをしたいと思います。

（産業部長 上岡譲二君、挙手して発言を求める）

○議長（沖原賢治君） 上岡産業部長。

○産業部長（上岡譲二君） 具体的な、生産、農産物については、計画的に現在も振興を図っているところでございます。これからも引き続き、農業連携拠点施設で販売できる多品目の農産物とか、また法人等が栽培する振興作物等を販売していく予定でございます。

○議長（沖原賢治君） ほかにありますか。

（21番 平岡 誠君、挙手して発言を求める）

○議長（沖原賢治君） 平岡議員。

○21番（平岡 誠君） 1点ほど、お聞かせいただきたいと思いますが、この設管条例が成立をしますと、今度は具体的に動くわけでございますが、いわゆる指定管理者については、執行部の考えは、非公募で広島三次ワイナリーということではございますが、具体的にいつの時点で議会へこの議案が、指定管理者の議案が提案をされるのか、その予定があるのか、いつあるのか、お聞かせいただきたいと思いますが、

(特命プロジェクト推進部長 堂本昌二君、挙手して発言を求める)

○議長(沖原賢治君) 堂本特命プロジェクト推進部長。

○特命プロジェクト推進部長(堂本昌二君) 指定管理者のほうの指定の議案につきましては、所定の手続きをとり、9月議会への提案を考えております。

○議長(沖原賢治君) ほかにありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(沖原賢治君) これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第58号は、総務常任委員会に付託をいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第4 議案第59号 工事請負契約の一部変更について

議案第60号 工事請負契約の一部変更について

議案第61号 工事請負契約の一部変更について

○議長(沖原賢治君) 日程第4、議案第59号から議案第61号工事請負契約の一部変更についてを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

(副市長 高岡雅樹君、挙手して発言を求める)

○議長(沖原賢治君) 高岡副市長。

[副市長 高岡雅樹君 登壇]

○副市長(高岡雅樹君) ただいま御上程になりました議案第59号から議案第61号までの議案3件について一括して御説明申し上げます。

初めに、議案第59号工事請負契約の一部変更について御説明申し上げます。

本案は、(仮称)三次市民ホール建築工事につきまして、インフレスライド条項の適用等に伴い、請負金額を24億8,093万5,560円から29億1,048万1,800円に増額変更しようとするものについて、三次市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により市議会の議決を求めようとするものであります。

次に、議案第60号工事請負契約の一部変更について御説明申し上げます。

本案は、三次市新庁舎建設工事につきまして、インフレスライド条項の適用に伴い、請負金額を20億7,902万6,880円から22億642万440円に増額変更しようとするものについて、三次市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により市議会の議決を求めようとするものであります。

最後に、議案第61号工事請負契約の一部変更について御説明申し上げます。

本案は、三次市立三良坂小中一貫教育校(仮称)小学校棟新築工事につきまして、インフレスライド条項の適用に伴い、請負金額を8億5,155万円から8億7,076万7,520円に増額変更しようとするものについて、三次市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により市議会の議決を求めようとするものであります。

以上、議案3件につきまして、よろしく御審議の上、御可決いただきますようお願い申し上げます。

げます。

○議長（沖原賢治君） 質疑を願います。

（12番 新家良和君、挙手して発言を求める）

○議長（沖原賢治君） 新家議員。

○12番（新家良和君） 議案第59号の工事請負契約の締結の一部変更についてお伺いします。

本提案は、三次市民ホールの建築工事において、約4億2,950万円、変更後で増額という内容でございますが、さきの6月定例会で可決をしました補正予算のインフレスライド条項による補正額は約3億1,660万円でございます。このたびの増額が4億2,950万円程度になっておりますけれども、インフレスライド条項で補正予算を組んだ額とこのたびの増額は約1億1,300万円程度差がございますが、この財源はどこから出されるのかお伺いをします。

（特命プロジェクト推進部長 堂本昌二君、挙手して発言を求める）

○議長（沖原賢治君） 堂本特命プロジェクト推進部長。

○特命プロジェクト推進部長（堂本昌二君） このたび追加させていただきます4億2,954万6,240円でございますが、6月の補正予算では3億1,660万円の補正をさせていただいております。この差につきましては、御指摘の1億1,300万円、正確には1億1,290万円でございますが、これは外構工事の追加をさせてもらっております。これについては当初予算のほうに計上されたものでございます。それと補正の3億1,660万円を加えた中で変更増額をさせてもらっております。

それからもう一点、3億1,660万円は、インフレスライド条項だけでなく、近隣対策でありますとか、ホールの機能の向上のための追加が含まれておりまして、それが1億6,390万円というような数字ではございます。それをあわせて補正をさせていただいたものであります。

この財源につきましては、昨年の補正予算債務負担行為等のさせてもらった折にも申し上げておりますが、基本的には余り起債をふやさない、その際示しましたように、起債のほうは28億円余りを考えております。それから、基金のほうは5億5,000万円、そのうちには2億円程度の元金臨時交付金も充てております。そして、まだ予定ではございますが、先般ちょっと説明しておりますが、地域の交付金あたりも1億5,000万円の追加をしながら、今年度負担がふえない形での今回の追加ということを考えております。

○議長（沖原賢治君） ほかにありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（沖原賢治君） これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題になっております議案第59号及び議案第60号は、総務常任委員会に付託をいたします。

次に、教育民生常任委員会に議案第61号を付託をいたします。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。御苦労さまでございました。

~~~~~ ○ ~~~~~

—散会 午前10時52分—

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

平成26年7月16日

三次市議会議長 沖原賢治

会議録署名議員 林千祐

会議録署名議員 小田伸次